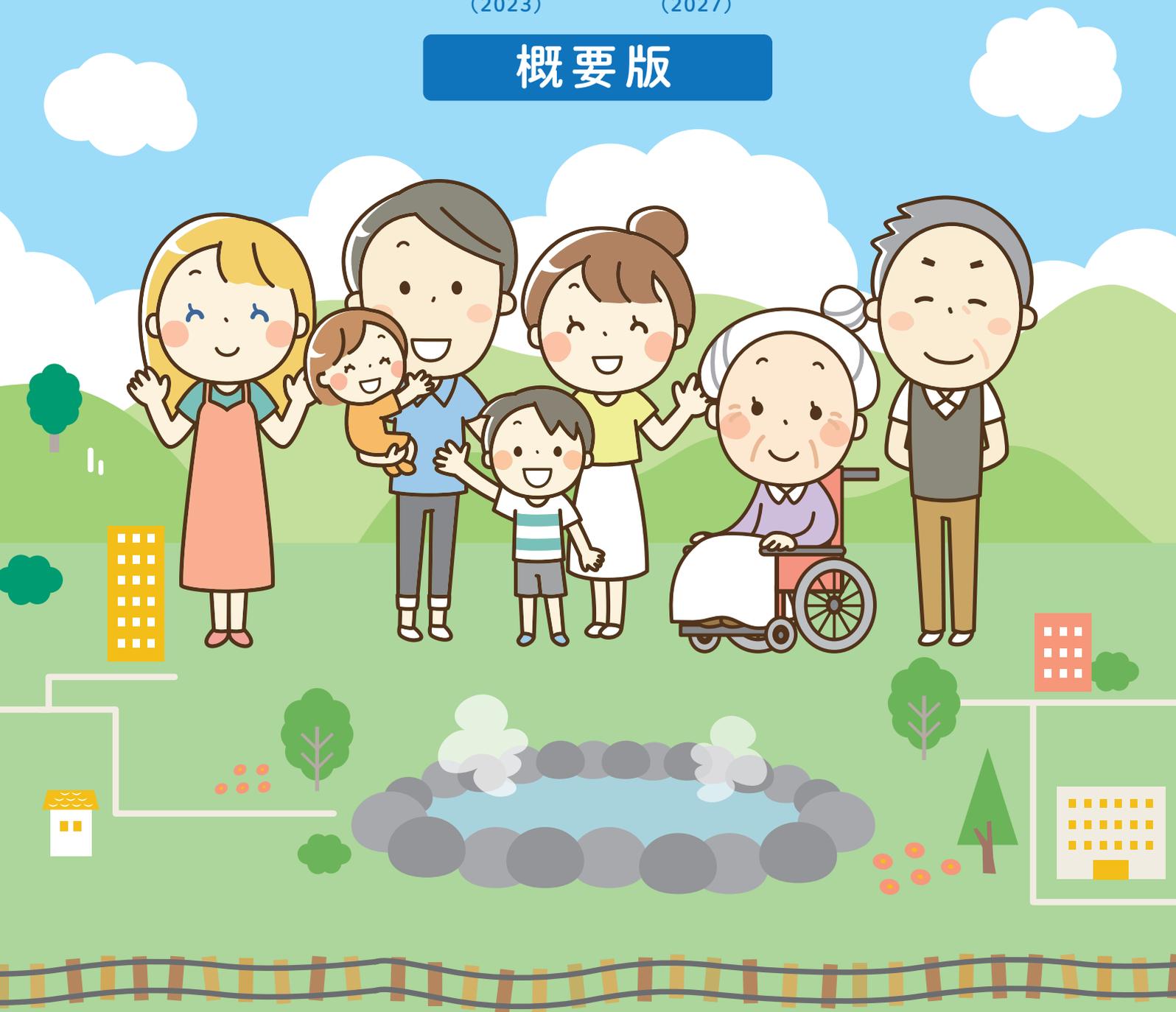


# 第2期別府市地域福祉計画・ 第3次別府市地域福祉活動計画

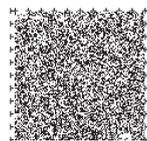
令和5年度～令和9年度  
(2023) (2027)

## 概要版



令和5年3月

別府市・別府市社会福祉協議会



# 計画策定の背景

「地域福祉計画」は、市民と行政、福祉事業者等が一体となって地域の福祉を向上させるための計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

本市では、平成30年3月に策定した「別府市地域福祉計画」、「第2次別府市地域福祉活動計画」において、「自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府」を基本理念に計画を推進してきましたが、現行計画策定以降に生じた様々な社会変化を踏まえて計画を見直すこととしました。

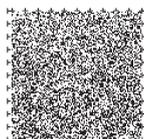
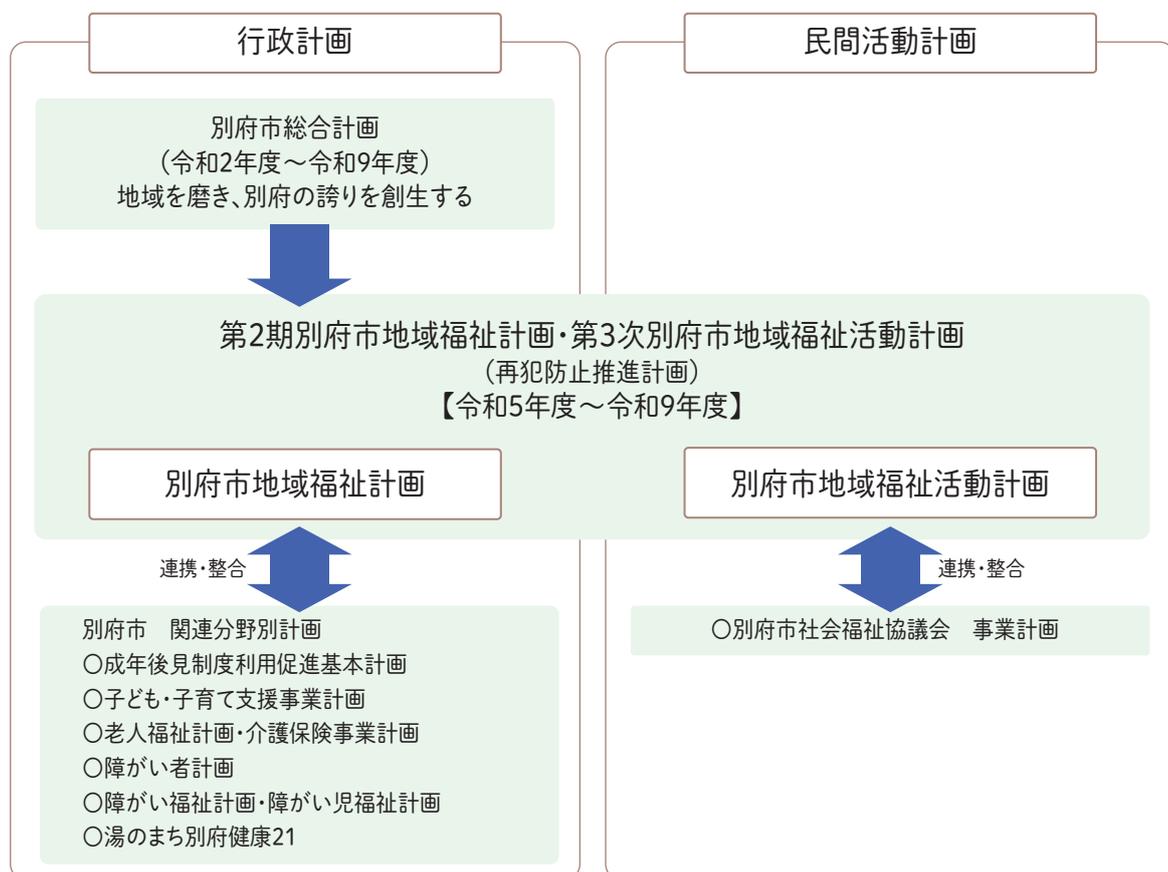
また、それぞれの計画は、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら取組を展開するという共通の目的を持つものであり、一体的に策定することで、地域に関わるそれぞれの役割や協働が明確化され、より実効性のある計画となります。計画の見直しに伴い、「第2期別府市地域福祉計画・第3次別府市地域福祉活動計画」として一体化することとしました。

# 計画の位置づけ・計画期間

平成30年3月に策定した「別府市地域福祉計画」、「第2次別府市地域福祉活動計画」両計画の見直しに伴い、「第2期別府市地域福祉計画・第3次別府市地域福祉活動計画」においては、両計画の整合性を保ちながら、一体的に策定しました。

また、本計画には再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」を内包しています。

本計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



# 計画の基本理念と基本目標

本市では、「自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府」を基本理念に掲げ、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことや、市民一人ひとりの個性を認め合い、地域で支え合うこと等を推進していくことで、自分らしく過ごせるまちの実現を目指してきました。

第2期計画においても、第1期計画の基本理念を踏襲し、「自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府」を基本理念に掲げ、この基本理念を実現するために、3つの基本目標を設定しました。

また、今回の第2期別府市地域福祉計画は第3次別府市地域福祉活動計画と一体的に策定をすることから、それぞれの基本目標達成のための施策を新たに設定し、各項目で地域住民、行政、社会福祉協議会が取り組むことを明確にし、別府市全体で基本理念の実現を目指していきます。

## 基本理念

## 自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府

### 基本目標① 誰もが必要な相談・支援が受けれる体制づくり

①包括的な相談支援体制の充実

②地域に関心を持つきっかけづくり

③複合的な課題に対する支援体制づくり

### 基本目標② 助け合い・支え合いの地域づくり

①地域における助け合い・支え合いの強化

②地域福祉を支える人材の育成

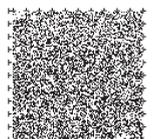
③地域住民及びボランティアの参加促進

### 基本目標③ 安全・安心に暮らせる地域づくり

①災害時における要配慮者支援体制の充実

②見守り体制の充実

③安心できる生活を支える体制づくり



# 基本目標1 誰もが必要な相談・支援が受けれる体制づくり

誰もが気軽に相談できる体制の構築や、様々なニーズに対してそれぞれ適切なサービス利用につながるような体制の整備を目指します。



↑ 地域ケア会議の様子



福祉教育の様子↑

## 施策と主な取組

### (1) 包括的な相談支援体制の充実

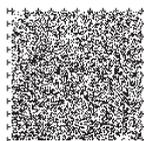
- ① 相談に関する包括的な機能及び対応の充実
- ② 制度の狭間や潜在的な課題への対応
- ③ 協働による包括的な相談支援体制の構築

### (2) 地域に関心を持つきっかけづくり

- ① 市民ニーズや地域資源を活かした交流活動等の充実
- ② 地域における人権・福祉学習の推進
- ③ 参画機会や情報交換の場づくり

### (3) 複合的な課題に対する支援体制づくり

- ① 分かりやすい情報提供の推進
- ② 市民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり
- ③ 関係機関との連携によるニーズの把握



## 基本目標2 助け合い・支え合いの地域づくり

隣近所などでの身近な支え合いとともにボランティア活動への参加促進や今後の地域福祉を担う人材の育成を目指します。



↑ 共同募金の様子



← 乳酸菌飲料配付見守りの様子

### 施策と主な取組

#### (1) 地域における助け合い・支え合いの強化

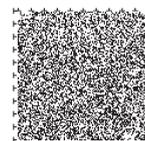
- ① 地域団体や関係機関の連携・機能強化
- ② 地域力の強化をめざした取り組みの推進
- ③ 地域の見守り体制・支え合い活動の強化

#### (2) 地域福祉を支える人材の育成

- ① 地域活動団体等の支援
- ② 健康づくり活動の地域リーダー育成
- ③ 地域を支える担い手等の支援

#### (3) 地域住民及びボランティアの参加の促進

- ① ボランティア・市民活動の育成と活動支援
- ② 参加機会の提供や人材の発掘・育成
- ③ 新たな参加や活動を創るための条件と環境の整備



## 基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

災害などの緊急時に備え、地域ぐるみの見守りの充実など、組織的な支えあいによって誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを目指します。



↑ 地域での防災訓練の様子



↑ 災害ボランティア養成講座の様子

## 施策と主な取組

### (1) 災害時における要配慮者支援体制の充実

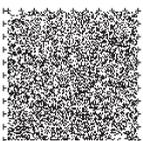
- ① 災害時における要配慮者への支援対策の促進
- ② 避難行動要支援者制度の強化
- ③ 地域の避難場所の確保

### (2) 見守り体制の充実

- ① 地域ぐるみによる防犯・防災・安全対策の推進
- ② 交流活動拠点の確保及び利用促進
- ③ 安心して子育てできる環境整備

### (3) 安心できる生活を支える体制づくり

- ① 権利擁護体制の充実
- ② 虐待防止体制の充実
- ③ 生活困窮者自立支援の推進



# 再犯防止推進計画

## 計画策定の経緯・計画期間

「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされ、国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を策定するとともに、大分県においても同法第8条に基づき平成31年3月に「大分県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうした動きを受け、再犯防止推進計画を、地域福祉計画と一体的に策定することとしました。なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める計画として策定するものであり、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

## 重点課題ごとの施策と主な取組

本市では、国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、4つの重点課題を掲げ、課題ごとの取組について施策を展開していきます。

### 重点課題1 住居・就労の確保

- ① 住居確保支援
- ② 就労支援

住居が確保されていない人や無職の人は再犯にいたりやすいため、就労及び住居の生活の基盤を安定させるための取組を行います。

### 重点課題2 保健医療・福祉サービスの促進

- ① 高齢者又は障がい者への支援
- ② 薬物依存者への支援

高齢者や障がいをもっている人は全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっているため早い段階で適切な相談支援を行うための体制を充実します。

### 重点課題3 学校等と連携した修学支援及び非行の防止

- ① 修学支援
- ② 非行の防止

奨学金制度など修学のための支援を行います。

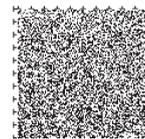
児童生徒の健全育成を、図るため様々な啓発活動や行事等を実施します。また必要に応じて関係機関との連絡調整を図ります。

### 重点課題4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

- ① 民間協力者の活動促進
- ② 広報・啓発活動の推進

保護司会、更生保護女性会など民間協力者に対し、円滑な活動ができるよう支援を行います。

「社会を明るくする運動」などを通じて広く市民への周知・啓発を行います。



# 別府市成年後見制度利用促進基本計画

## 成年後見制度利用促進計画について

本市では、令和4年3月に、「第1期別府市成年後見制度利用促進基本計画」を単体で策定いたしました。計画年度は、令和4年度～令和8年度としています。

この計画は、社会福祉法の改正により、市民後見人等の育成や活動支援、権利擁護の在り方について、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉として一体的に展開することが望ましいと示され、地域共生社会の一端を担うものであることから、本計画の次期策定より統合することも視野に入れて、計画の中に概要を示しました。

## 計画の基本理念及び基本目標

### 〔基本理念〕

一人ひとりの意思と尊厳が尊重され、自分らしく過ごせるまち べっぷ

### (1) 多様な主体による包括的・重層的な権利擁護支援体制の仕組みづくり

- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ② 中核機関の整備・運営
- ③ 適切な制度利用促進のための関係機関へ周知と連携

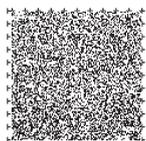
### (2) みんなの力で支えあう地域後見の仕組みづくり

- ① 成年後見制度の普及啓発
- ② 市民後見人の養成・活動支援
- ③ 親族後見人への支援強化
- ④ 法人後見の確保・育成

### (3) みんなが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり

- ① 相談・対応体制の充実
- ② 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携
- ③ 任意後見・補助・保佐の利用促進
- ④ 市長申し立てと成年後見制度利用支援

### 第2期別府市地域福祉計画・第3次別府市地域福祉活動計画(概要版)



別府市 市民福祉部 高齢者福祉課  
〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号  
電話:0977-21-1003 FAX:0977-22-2366  
e-mail wep-hw@city.beppu.lg.jp

社会福祉法人 別府市社会福祉協議会  
〒874-0908 大分県別府市上田の湯町15番40号  
電話:0977-26-6070 FAX:0977-26-6620  
e-mail b-shakyo@ctb.ne.jp